

令和元年宇治田原町総務建設常任委員会

令和元年9月10日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第30号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第31号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第32号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第33号 財産の取得について
- 日程第2 第2四半期の事業執行状況（変更）について
- プロジェクト推進課所管
- 産業観光課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
- ・地域公共交通会議について
  - ・環境審議会について
- 産業観光課所管
- ・全国・関西茶品評会の結果報告等について
  - ・消費増税対策商品券（国プレミアム付商品券）について
- 日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	9番	谷口重和	委員
副委員長	11番	藤本英樹	委員
	3番	今西久美子	委員
	5番	田中修	委員
	7番	馬場哉	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	中村浩二君
総務課課長補佐	田村徹君
企画財政課長	矢野里志君
企画財政課課長補佐	岡崎一男君
税住民課長	馬場浩君
税住民課課長補佐	小川英人君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	下岡浩喜君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	木村幸治君
上下水道課長	垣内清文君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本委員会は、9月2日の開会日に上程され付託されました議案第30号から議案33号までの4議案及び第2四半期の事業執行状況（変更）並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましてもお手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） それでは、皆様方、改めましておはようございます。

本日は、9月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。谷口重和委員長また藤本副委員長のもと、各委員の皆さんには大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというように思います。

もう、既に9月も入りまして、大変今頃でしたらしのぎやすいというような時期でもございますけれども、本当に連日猛暑日が続いておりまして、非常に厳しい日があるわけでございますけれども、熱中症も非常に心配されるところでございますので、各委員の皆さんに、お体には十分ご自愛をいただきたいというように思いますとともに、住民の皆さんも常に水分をとっていただいて、そして健康で過ごしていただきたいというようにも思っているところでございます。

そうした中で、もうこういった時期でございますので、台風シーズンということで、台風も13号、14号、15号ということで出てまいりました。特に15号については、本当に本町も直撃のおそれがあるということで心配しておりましたけれども、東のほうに逸れたおかげで、本町は猛暑日になったところでございますけれども、首都圏のほうに上陸し、静岡やら東京のほうでは2の方が亡くなられて、また61の方がけがを

されたというようにも報道され、非常にそういった中で痛ましい災害が発生しているということで、亡くなられた方はお悔やみと、そしてまた、いまだに千葉県のほうでは、まだ停電も起こっているようでございますので、そういった方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げていきたいというように思います。

こういった時期でございますので、本町におきましても、本当にそういった気象状況等々、そういった点についてもしっかりと熟知しながら、常にアンテナを張りながら、住民の皆さんにいち早く提供できるように努めてまいりたいというようにも考えておるところでございます。

今週、9月14日の土曜日には、維孝館中学校の体育大会が9時10分ごろから開始されるということで、今、中学校の生徒、それに向かって一生懸命練習していただいているところでございますので、また委員の皆さんには、いろんな角度からご支援のほう、ひとつよろしく願いをしていきたいというふうに思っております。

本日は、先ほど委員長のほうからございましたように、付託議案審査が4件、また第2四半期の執行状況の変更について、また各課所管事項の報告ということで、多岐にわたっている案件でございますけれども、最後まで慎重審議をお願いする中で、ご可決賜りますよう心からお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について、議案第30号、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、皆様、改めましておはようございます。

それでは、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例ということで、説明をさせていただきたいと思います。1枚物の議案第30号の資料ということで、総務部総務課の概要に基づきまして説明させていただきたいと思います。

まず、趣旨といたしましては、成年被後見人及び被保佐人、成年後見人等ということで、その方の人権が尊重されるというようなことで、成年被後見人等であることを理由

として不当に差別されないように、資格とか職種、業種とか一律に排除する規定等ということで、いわゆる欠格情報及びその他の権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置を講ずることを目的としまして、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律というものにに基づきまして、関係条例の整備をして所要の改正を行うものでございます。

続きの2番目に、改正条例といたしましては、職員の分限に関する条例、2番目、職員の給与に関する条例、3つ目に宇治田原町職員の旅費に関する条例ということで、この3つは職員になること及び職員でいることに関する制限を削除というようなことでございます。4番目に、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、保育士になること及び里親になることに関するということで設けておりますので、それへの制限を削除するというところでございます。5つ目に、宇治田原町消防団条例ということで、団員になることに関する制限を削除というようなことで、改正条例を上げさせていただいております。

3つ目に、改正内容でございますけれども、今言いましたけれども、1、①、②、③につきましては、地方公務員法に伴う欠格情報の削除による法任用条例等の整理ということでございます。4番目につきましては、児童福祉法改正に伴う欠格情報の削除による法任用条項等の整理ということでございます。そして、5番目に、地方公務員法改正に伴う欠格情報の削除等ということでございます。これらを内容としております。

4番目に、施行期日といたしましては、公布日から起算して6カ月を経過した日ということで、令和元年12月14日を期日としております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第30号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって、議案第30号、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。馬場課長。

○税住民課長（馬場 浩） それでは、議案第31号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お配りをさせていただいております1枚物の資料、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて（概要）をごらんいただけますでしょうか。

まず、趣旨といたしましては、住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。また、あわせて、性同一性障害、性的嗜好、性自認に配慮した改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、2点ございます。まず、1点目は、住民登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項に、旧氏を加えるものでございます。2点目は、印鑑登録証明書に記載する事項から、男女の別を削除するものでございます。

施行日でございますが、令和元年11月5日からとなっております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第31号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(谷口重和) 挙手全員。よって、議案第31号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手を願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) 当局何かございませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷口重和) ないようですので、これでただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。準備ができ次第再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時13分

○委員長(谷口重和) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

建設事業部所管に係ります事項について進めたいと思います。

付託議案審査について、議案第32号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内課長。

○上下水道課長(垣内清文) それでは、議案第32号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

別添資料のほうをごらんいただけますでしょうか。追加のほうで、給水区域の拡大図のほうもつけておりますので、あわせてご覧になってくださいませ。

今回のこの条例改正につきましては、新名神高速道路が整備されました際に、隣接いたします城陽市域、こちらのほうにインターチェンジの事務所が建設をされる予定でござ

ざいます。本町の給水区域を町外へ拡張するというものでございますので、水道法第10条第3項の規定によりまして認可変更の届け出を行いました。よって、本条例につきましての所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としまして、この図面のところ、給水区域拡張としてピンク色で囲っております。住所につきましては、城陽市奈島池ノ首14番72ほかでございます。それと、給水人口及び給水量の変更でございますけれども、これは単純に区域が拡大したということで、人口が変化したということではございません。今回の拡張によりまして、水道事業認可の変更届というのが必要となってまいります。この変更届につきましては、第4次の拡張計画の3回目の変更となりますので、既にあるこの計画の変更作業という形で、その中の計画年次を2030年度までと考えております。ですので、給水人口、給水量につきましては、この将来人口等を推計したものを変更内容といたしますので、今回伴った改正が必要というふうになったものでございます。

ちなみに、給水人口が1万2,000人から9,710人へ減少というふうにしておりますのは、これは計算上、過去10年の人口実績から将来人口の予測、自然動態とか社会動態の予測の推計というふうになります。もちろん、第5次総合計画の目標値でございます2040年で1万人、これも考慮した推計でございますので、いわゆる2030年、2040年との若干の10年の差がございますので、今回9,710人というふうに減少した形で見えるものでございます。

給水量につきましても同様の計算をしております。5,760立米というふうに変更するものでございます。

以上、ご審査賜りましてご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） ないようですので、ちょっと、2、3点確認だけしたいと思います。

給水人口イコール町の人口なんですか。というのは、給水区域計画外で井水等で使っておられるところってあるんですか。

○委員長（谷口重和） 垣内課長。

○上下水道課長（垣内清文） 今現在の人口としましては、使用はございます。先ほど言われました給水人口イコールというところですけども、将来計画人口につきましては、イコールで考えております。

それと、すみません、ちょっと先ほどの人口修正、訂正いたします。私、人口を1万



2,000というふうに申しあげましたけれども、現在の給水人口1万1,200人から9,710人へ減少するということですので、将来計画の人口が9,710人という全体の人口の形を推計したものでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほどの説明で、4拡の3回目の変更ということで、2030年に9,710人に変更やと。まあ、これは計算上そういう形になるんやという説明でしたけれども、またこれも説明いただいたんですが、5次総、2040年で人口1万人というフレームを町のほうが考えておられるんですが、そのあたりも考慮してという言い方やったんですが、ちょっと考慮の意味がようわからなかったんですけれども、見方によれば、2030年で9,700人、ならば2040年で1万人は可能やということなんか、逆に、この1万1,200人の給水人口9,710人、1,500人ほど減らすと、下方修正するということなんで、また逆に、直接今は関係ないかもしれませんが、総合計画なりの見直しの中で、この間の議論では、どうも達成がしんどいようなニュアンスで言われているんで、いずれ1万人構想の見直しをせんなん時期があるん違うかなというように気がするんですけれども、この辺り、この条例との関係で非常に重要な部分かなと思うんで、もし水道課で答えるということにはならないと思いますが、部長なり副町長おられるんで、今申しました5次総との関係はどういうふうに考えておられますか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問に、私のほうから答えていきたいと思えます。

確かに、谷口委員がおっしゃったように、そういう1万人ということ打っているものの、今のこの第5次の、今見直しの段階を、今させていただいておるところでございますので、その辺は十分に考慮する中で、やはり人口についても若干、1万人から増えるということであつたら非常にありがたいんですけれども、なかなかちょっとしんどい部分もございまして、その辺も考慮しながら、第5次の見直しの段階ではしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） これ以上申しませんが、いろいろと考慮はされるということだと思いますんで、そのあたり、いろんなところにかかわってくると思うんで、やっぱりそこは慎重に議論なり、また手だてを考えていただきたいなと思えます。

ついでには、今回のこの条例改正、事業認可の変更で、本来やと給水区域が拡大すれば

それなりに増えるんかなと、かつての右肩上がりの時代ならそうですけれども、今はそういう時代じゃないんで、給水区域と給水人口、これはもうセットもんで認可申請をせんなんと思うんで、そのあたりは理解をいたしました。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

早速、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第32号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって、議案第32号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、議案第33号、財産の取得につきましてご説明申し上げます。

議案とともに関係資料といたしまして、A4、3枚物の資料を配付させていただきますので、あわせてご高覧いただければというふうに存じます。

本件に関しましては、提案説明でもございましたように、令和2年に開庁予定の新庁舎の本庁舎棟並びに保健センター・地域子育て支援センター棟の執務室、議会関係諸室の机、椅子、カウンター等の備品を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1番、取得しようとする財産は、宇治田原町新庁舎備品一式でございます。2番目、

取得の方法は一般競争入札。3番、取得予定金額は9,990万円。4番、取得の相手方は清翔事務機、代表谷口清彦、住所のほうが宇治田原町大字郷之口小字池ノ首66番地11でございます。

本件に関しましては、去る7月25日に公告のほうをさせていただきまして、8月22日に一般競争入札を行いました。2社から申し出があり、2社での入札執行となったところでございます。その上で、業者決定を行いまして、8月27日に仮契約を締結したところでございます。この仮契約につきましては、今回の本議案をご可決いただいた後に本契約として成立するものでございます。

資料のほうをご覧いただきたいというふうに思います。

納入期限につきましては、令和2年5月31日を予定するところでございます。予算的には、6月議会で債務負担行為補正として限度額1億1,000万円をご可決いただいておりますので、それをもとに執行をさせていただいているところです。

今般取得いたします財産概要ですけれども、資料の1ページと2ページに示させていただいております。また、3ページから6ページの平面図で赤色表記をさせていただいておりますものが、今般購入をさせていただく什器関係になります。青色表記をさせていただいておりますものが、現在使っているものを転用させていただく什器関係となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。副委員長。

○副委員長（藤本英樹） すみません、再利用することは、経費削減の意味からしても非常に評価できることだと思うんですけれども、事務用品の再利用によって幾らぐらい、具体的に金額的に、金額が削減できるのかいうのを、もしわかっているんやったら教えていただきたいんですけれども。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 正確にということではないんですけれども、今般購入いたします、9,990万円で購入をさせていただくものとしましての定価ベースの金額でいきますと、1億6,000万程度の定価ベースとなります。もともと全てを新調するということで計画いたしました定価ベースでの数字が、2億7,000万なり8,000万という数字でございますので、その差し引きをさせていただきますと、約1億2,000万程度を、その転用に基づきまして削減できるという形になるのかなと

いうふうに思います。これはあくまでも定価ベースでございますので、先ほど申しました定価で出していた数字1億6,000万が、9,990万というこの請負といいますか、減額率からいきますと、それを掛け合わせますと、約7,000万程度になるのかなど。いうことは、購入しなかったことによって7,000万程度の削減が可能、できたのかなというふうに考えているところでございます。ただ、購入ベースの話でございますので、当然転用するということは、ほかにも引っ越し費用が、今度は逆に必要になってくるという部分がございますので。ただ、この引っ越し費用につきましては、まだどれぐらいかかるかということまでは積算できてございませんので、その辺はご理解のほうをいただけたらなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） それはわかった時点で、また報告願います。

ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 結構、大きな金額になったわけですが、一般競争入札をされたということですがけれども、その入札結果のところ、ホームページを見ましても上がっていないんですけれども、ちょっとここは、宇治田原町としては工事の請負契約のみアップしているということやと思うんですけれども、やっぱり情報の公開度を高めるという意味では、物品や役務等々も含めて入札結果については、公開をすべきやと思うんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 入札結果の公表につきましては、今現在250万円以上の公共工事の建設工事について公表をさせていただいているところでございます。また、1,000万円以上の契約案件につきましては、全協報告をさせていただいています。

今ご指摘のありました物品ですとか委託につきましては、特に物品なんかは、そう件数が出てくるものではなく、従来からそういう公表をしてほしいというような要望等も特になかったような状況でございます。今後につきましては、まず近隣がどういう形で公開をされているのかというのを、十分研究をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 近隣の市町も、ちょっとホームページを見たんですけれども、物品とか役務等々も公開をされておりましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど、今あるものも転用するというお話ありましたけれども、転用できないものについてはどうされるのか。全て廃棄なのか、他の方法で再利用されるのか、そ

の辺はどうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 転用できないものといいますのが、やはりもう古いもので、再利用ができないというような判断をさせていただいているものが主でございます。ただ、最終的にどういう形で利用していくか、また処分していくかというのは、また今後の課題かなというふうに考えているところでございます。

やはり、ごみと出せば、当然処分に係る費用も必要になってまいりますし、また新たに、他の民間なり団体でやられていますのは、言ったらフリーマーケットではないですけども、欲しいという方がいらっしゃれば、それを引き取っていただくというような方法もされているところもございますので、そのあたりはもうちょっと時間をかけて決めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（谷口重和） ほかにございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて質疑を終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第33号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって、議案第33号、財産の取得については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

先の審査とあわせまして、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました4議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、9月27日の本会議において討論される方は、討論通告書を9月25日水曜日午後5時までに議長宛て提出をお願いいたします。

日程第2、第2四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

まず、プロジェクト推進課所管について説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、プロジェクト推進課の事業執行状況、変更点につきましてご説明をさせていただきます。

2番目、新庁舎建設事業の関係でございます。昨日の特別委員会のほうでもご報告を申し上げましたけれども、1回目の入札のほうが不調という形になりましたので、再度入札のほうを予定するところでございます。赤表記をさせていただいてございますけれども、9月19日に再度入札を予定するところでございます。業者のほうが決まりましたら議案提案予定をさせていただいてございますので、ご審議のほうをよろしくお願ひしたいというように思います。

あわせて、参考ですけれども、9月11日、明日ですけれども、電気工事のほうの入札予定でございます。また、1日あけて、13日に機械工事の入札予定をしているところでございます。

続きまして、4番目、新市街地都市公園整備事業についてでございます。こちらのほうの関係につきましては、調整池整備事業のほうを昨年度から繰り越し事業として事業執行のほうを進めているところでございますけれども、これまで8月末完了予定というふうにご報告をさせていただいてございましたが、9月末ということで、一月間工期延長のほうをお願ひしたいというふうに考えているところでございます。

この理由でございますけれども、今年の12月に調整池工事の議決のほうをいただきまして、翌1月26日に地元説明会を開催させていただきました。この折に、地元より、要は排水路となつてまいります普通河川袋谷川のほうが疎通能力が非常に低い、また竹とかが生い茂り、そこで阻害しているというようなご意見を頂戴し、約1カ月間、この河川の整備と申しますか、修繕と申しますか、補修のほうをさせていただいたということが、最後まで工期的に響いてきたというようなことでございます。何とか請負業者でございます本田建設さんのほうに頑張ってもらいたいというふうにお願ひをしていたところですが、やはりこの一月間を取り戻すことができなかったというようなことでございます。それで、一月間の工期延長のほうをお願ひしたいというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、プロジェクト推進課所管の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管について説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 産業観光課の事業執行状況変更点ということで、ご説明をさせていただきます。

6、有害鳥獣対策事業ということで、有害鳥獣の追い払い等委託ということで、これにつきましては7月下旬に予定をしておりましたが、ちょっと9月上旬、もうあと委嘱をするということで、これから進めさせていただきたいと思っております。

以上が変更点でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手を願います。ありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 追い払い隊については、当初7月契約、委託というふうに聞いていたんですけども、ちょっと9月上旬ということで、本来なら7月からというのが望ましかったと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 前委員会の際にも同様のご質問をいただいております、7月下旬ということで取り組んでおったところでございますけれども、その後、基本的にはちょっと委嘱するための要綱等の検討にちょっと時間を要してしましまして、結局職員直営状態がその後も続きまして、ようやく規則要綱等が整理できましたので、ようやく委託できるような状況になったところでございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） この間、猿に対する被害が本当にあちこちで言われておりまして、もう追い払いだけでは到底、間尺に合わないということやと思います。本当に住民さん困っておられるので、もう本当に抜本的な対策をぜひお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、産業観光課所管の質疑を終了いたします。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず最初に、建設環境課所管の地域公共交通会議について説明を求めます。下岡課長補佐。

○建設環境課課長補佐（下岡浩喜） 去る8月8日に、第7回宇治田原町地域公共交通会議を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず、地域公共交通会議につきましては、委員11人中3人について新任をお願いいたしました。任期は令和3年3月31日となっておりますので、その中で、地域公共交通の振り返りを行っております。

宇治田原町地域公共交通検討委員会、4回の会議でまとめました宇治田原町における公共交通の方針についてを踏まえまして、具体的な対策を検討するために、平成29年、平成30年、2カ年、会議を6回開催して取り組んでまいりました。

公共交通会議の概要としましては、会議の中で提案されました公共交通の利用促進の取り組み、小学生のモビリティマネジメントの教室とか夏休みのイベントの実施、町営バスの利便性の向上ということで、新しい時刻表の作成やバス停サインを検討してきたことを報告いたしました。

続いて、町営バス等の状況につきましては、町営バスの利用者は、前年度同月に比べまして微減の傾向が続いていますが、6月につきましては、地域子育て支援センターを利用する親子がデコレーションバスした雨の日号の運行とかをしたことによりまして、子どもの利用が増えております。これに対しまして、委員の意見としては、バスに乗ることによって、公共交通で移動する習慣をつけることができることにつながるということで意見が出ておりました。

下のコミュニティバスにつきましても減少傾向が続いておりますが、これは4月から路線バスが奥山田まで運行されましたことによりまして、正寿院への交通手段が分散された結果と考えております。

次の項目の、町営バスの利便性等の向上につきましてですが、新庁舎へのアクセスにつきましては、公共交通の方針によりまして、公共交通でのアクセスを確保する必要があるとしていることから、町営バスのルートの見直しについて協議いたしました。ここでは、町営バスの新庁舎の乗り入れにつきまして、3つほどの考え方を示しまして、北ルート11便、南ルート13便、全便の新庁舎への乗り入れ、部分的な乗り入れ、さ



らに部分的な乗り入れとともに、現在南北の路線で重複しているところの路線の減便ということも含めて検討していただきました。

委員の意見といたしましては、新庁舎は核になる施設であるため、全便乗り入れたほうがいいという意見もございましたし、全便乗り入れに無駄があるようであれば、状況を見ながらルートを検討をしていったほうがよいという意見もございました。また、南北ルートでダイヤが近接している時間帯があるので、そのあたりは今後のルートの見直し、ダイヤの見直しで改善してはいいのではないかという意見がございました。結果的には、ニーズ、コスト及び運行体制、3つの観点から効率的なルートとダイヤを検討していくという方向でまとまっております。

次に、バス停サインの設置についてですけれども、役場、総合文化センター、維中前につきましてバス停のサインを設置いたしました。サインの設置によりまして時刻表も見やすくなりまして好評ということですので、今後も拡大していこうというところで確認しております。

意見としましては、せっかく目立つものを使っているのですけれども、その場所的に目立ちにくいという意見がありましたけれども、交通の安全性の確保とサインの視認性の両方を見ながら設置しているということで説明いたしました。

夏休みイベントとしまして、謎バスからの挑戦状、第2弾ということで今年度取り組みましたけれども、今回は小中学生全員配布と平和の集いでの広報、それに加えて、地域子育て支援センターでも新たに広報活動をいたしました。

今後の会議の予定といたしましては、年間3回を予定して、あと2回を予定しておりますけれども、次回以降も町営バスのルート及びダイヤについて中心に協議を進めてまいりたく考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、環境審議会について説明を求めます。谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 失礼いたします。

環境審議会、先般開催させていただきました環境審議会についてご報告させていただきます。

開催日は、令和元年8月2日金曜日、午後2時から4時まで開催させていただきました。議題といたしましては、町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について、もう一つが、町環境保全協定の見直しというところで、いずれも町のほうから諮問をさせていただいた議題でございます。

審議内容につきましては、まず町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正につきまして、1つ大きいところが、一般廃棄物処理業、収集運搬処分の許可制度でございます。こちらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく改正でございます。もう一つが、一部大型ごみ、家庭ごみの直接搬入、動物の死体回収の有料化というところでございます。

大型ごみにつきましては、現状では無料ということですが、課題といたしましては、近隣では本町のみが無料となっている状況、また町外からの持ち込みというところが懸念されているというところでございます。改正の方向性といたしましては、たんす、ベッド等の大型ごみについて有料化していくというところでございます。

また、家庭ごみの自己搬入につきましては、現状としては現在無料となっておりますが、課題といたしましては、これも近隣では本町のみが無料となっているというところと、大量の搬入、事業ごみの混入の疑いというところが課題となっております。改正の方向性といたしましては、城南衛生管理組合の規定による有料化というところで考えてございます。

最後、ペット及び野生動物の回収についてでございます。現状としては、こちらもち込みにつきましては無料でさせていただいているというところでございますが、課題といたしましては、出張引き取りの希望がままあるというところと、近隣は有料で実施されているというところでございます。改正の方向性といたしましては、有料で出張回収を実施していくというものでございます。

2つ目、大きい審議内容といたしましては、町環境保全協定の見直しでございます。こちらは、各種環境基準測定報告頻度等についてでございますが、現在公害規制法及び京都府の環境を守り育てる条例の最大10倍という独自の環境基準でやっているというところでございますが、これまで公害の少ない企業を誘致する上で一定の役割を果たしたというところはあるのですが、現在では優良企業の誘致や適正な事業活動の妨げになっている部分がございます。ですので、法及び府条例の基準に合わせる方向で考えているというところでございます。

委員の皆様方からは、おおむねその方向でというようなご意見を賜ったところですが、ペット及び野生動物の回収につきましては、ペットの出張引き取り希望が多いということで、こちらはいいんですけれども、野生動物の回収につきましては、近隣と違い本町の場合、野生動物の回収というのが年々多くなってございますので、こちらにつきましては、言うたらペットでもない野生動物についての回収が有料というのは、住民感情として納得できひんものがあるのではないかというようなご意見賜りましたので、こちらのほうは、ちょっと一旦整理させていただくというところで、審議会のほうをさせていただいたところでございます。

今後の予定につきましては、町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正案につきましては、パブリックコメント等も実施する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。田中委員。

○委員（田中 修） 大型ごみのこの有料というのは、これ、この城南衛管の管内ではうちだけですか、今のところ無料は。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） うちだけになっております。

○委員長（谷口重和） 田中委員。

○委員（田中 修） あのね、これ、ほんまに有料にすると、不法投棄が心配されるんやけれども、その辺の対策は十分、根回しというのか、住民の方にしっかり、それはしたらあかんでということ言うていかなあかんの違うかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） まさに審議会でも、そういうようなご意見はいただいたところでございます。当初は、どういった制度でも混乱というのがちょっとあると思うんですが、そういった懸念の対策というのは必要やと。ただ、一方で、こういった形で慣れていっていただくというのも必要ではないかということで、この制度については前に進めていくというところで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 田中委員。

○委員（田中 修） 例えば、たんすとかベッドとか、こういう大きなものが有料になる

んやけれども、たんすなんかの場合、細かく砕いて小さくしたら、それは大丈夫なんですか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 現在進めている形では、住民の皆さんに混乱を与えないように、一目で大型ごみとわかるもんだけ有料化というところで、たんすとか大きいやつというところを考えてございますので、委員おっしゃったような、バラバラにされて、仮にごみ袋に入れてしまわれれば、これは大型ごみという形ではなくなるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 田中委員。

○委員（田中 修） もう一つだけ。ペット及び野生動物の回収、死骸の回収ですけれども、自分ところで飼うてはるペットは有料やいうことで今おっしゃった。それは、そんでいいと思うんね。ほんで、例えば、鹿とかそういう、そこら辺のタヌキとか、そういうような野生動物が死んでいた場合、自分ところの屋敷内で死んでいたら、その持ち主が、これも有料でやるわけですか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 当初はそういうふうな形で、近隣でもそのような形で進められておりますので、そういった原案というか、審議会のほうには案として出させていたんですが、先ほども申しましたとおり、やはりそういう野生動物の死骸というのが最近増えてきているというところで、全く自分のペットでもない動物に対しての、そういう引き取りであっても有料になるというところで、住民さんに納得いただけへんの違うかというご意見もいただきましたので、そのあたりについてはちょっと再考というところで考えてございます。

○委員長（谷口重和） 田中委員。

○委員（田中 修） それはもう、考えてもうたらいいと思う。

それと、もう一つ、自分とこのペットじゃないねんけれども、例えば猫とかが道端で死んでいたと。こういうような場合は、拾ってきた者がお金を払うんですか。その辺も細かくしておいてもらわんとね、これは。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今のところ、私どもが出した原案としては、道に落ちていたら、そうですね、うちのほう、道路管理者のほうで処分というところになってござい

ますので、それについては有料ということにはならないと。

○委員長（谷口重和） よろしいか、田中委員。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） まず、この有料化の実施時期、来年、新年度ということでもいいんですか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 条例につきましては3月のほうを考えてございますので、来年というところになるかとはございますが、有料化というところで、住民の皆さんにどんだけ周知できるかというところも考えなくてはいけませんので、4月から実施かと言われれば、まだちょっと検討中というところでございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今言われたように、やっぱりいきなり有料化となれば、当然周知の期間もいるだろうし、そこはできるだけ混乱のないようにしていただきたいなと思います。

次に、先程来出ています、ペットと野生動物を一緒にしたこのくくり、これ説明がなかったら私も聞こうと思っていたんですけれども、やっぱりそもそも、近隣がそうやから、町の案としてペットも野生動物も一緒に出しましたと。それで、審議会と言われて、ちょっとこれはまずいなと思いましたというのは、どうもその発想が、何かもう一つかなというふうに思うんです。だから、田中委員が言われたように、家でよその猫が死んでおったらどうやねんというような議論になるんで、やっぱりそこは、もう少し柔軟な対応をしてもらわんことには、そんな野生動物、たまたまうちの庭で死んだから金要ります言われたら、それやったら、そこらの川にほっておこか、道に出そかという、逆に不法投棄が増えることになるんで、今申しましたように、ペットと野生動物は切り離して考えていただくということだけは切望しておきます。意見です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 前の委員会で、ごみの量を1年間ずっと資料を出してもらいましたけれども、一定その2カ月のことですか、非常に増えていたことがあったと。それは、家屋の解体のごみだったという話があったと思うんですけれども、例えば特定空き家等を解体しようとしたら、それもおみになるわけで、その辺も有料化となるんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前10時57分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほども田中委員おっしゃったけれども、有料化すると、やっぱり不法投棄が増えると思うんです。ほんで、宇治田原町、この間で言っても、やっぱり不法投棄が非常に目立ちます。その上に有料化で、さらに不法投棄が増える心配があるんです。それは、その住民さんに幾ら周知をしたとしても、そこはちょっと私は違うと思うんです。やっぱり、抜本的な不法投棄対策というのをしないといけないと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（谷口重和） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 先ほどの田中委員のご質問にもお答えしたとおり、そういった不法投棄の対策は、別途必要やというふうに感じております。

○委員長（谷口重和） 今西委員、ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の全国・関西茶品評会の結果報告等について説明を求めます。

木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今年度開催されました第72回関西茶品評会の審査結果と、第73回の全国茶品評会の審査結果をご報告させていただきます。

まず、関西茶品評会におきましては、今年度8月6日から8月8日にかけて、宇治市の宇治茶会館のほうで審査をされました。出品点数につきましては、総計462点。詳細のほうにつきましては、次のとおりでございます。本町からの出品点数といたしましては、31点というところでございます。

かぶせ茶の部で上位入賞されました方のお名前を入れさせていただいております。2等の3位、森口雅至氏を先頭に、3等の10位、西川栄彦氏までが入賞されたというところでございます。玉露の部におきましては、2等の4位、下岡清富氏から2等7位、並木孝佳氏までが入賞されたというところでございます。てん茶の部では、3等40位、並木秀樹氏が入賞されました。

次に、全国茶品評会でございますが、これにつきましては、8月27日から8月30日にかけて、愛知県西尾市の西尾コンベンションホールで審査会が開催されました。出品点数につきましては920点。今回、京都府で関西茶品評会がございましたので、全国茶品評会のほうには、本町のほうから7点の出品がございました。そのうちで、かぶせ茶の部におきまして、3等29位ということで、勝谷健士氏が入賞されました。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続きまして、消費増税対策商品券（国プレミアム付商品券）について説明を求めます。  
木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 消費増税の対策商品券といたしまして、国プレミアム商品券ということで、これにつきまして説明をさせていただきます。

趣旨といたしましては、消費税、地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起・下支えすることを目的として、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行、販売を行うものでございます。

事業名といたしましては、プレミアム付商品券発行事業。事業主体として宇治田原町。商品券の額面は、500円券10枚つづり、販売額4,000円ということで、購入限度額5冊、1人ということでございます。

次に、購入対象者といたしましては、本町では対象者数が約1,500人というところでございます。対象者といたしましては、扶養外の住民税非課税者、5冊まで購入可能。3歳未満児の子育て世帯、子ども1人当たり5冊まで購入可能というところでございます。

次に、商品券の購入等についてということで、今現在もう、商品券の購入案内及び購入引換券の発送ということで、非課税対象者の方に商品券の購入案内及び申請書を9月6日に送付させていただいております。この非課税世帯者につきましては、手続が2段階で分かれております。次に、その申請書が返ってきましたら、引換券の送付ということで、9月20日金曜日から随時発送をしてみたいと考えております。

次に、子育て世帯ということで、商品券購入案内及び引換券の送付ということで、こ

れはもう世帯がわかっておりますので、9月27日金曜日から随時発送をしてまいりたいと考えております。

それと、次に、商品券の引き換え販売期間及び場所ということで、令和元年10月1日火曜日から令和2年2月21日金曜日までを販売期間とさせていただきたいと思っております。販売場所におきましては、宇治田原町の役場庁舎の1階、第1会議室、福祉課の東隣ということで、これにつきましては、産業観光課また福祉課と連携して、販売のほうを進めてまいりたいと考えております。

次に、商品券の使用期間でございます。これにつきましては、令和元年10月1日から令和2年2月29日土曜日までということでございます。この商品券の取り扱い店につきましては、町内の73店舗で使っていただけるというふうなところでございます。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。ありませんか。馬場委員。

○委員（馬場 哉） 購入対象者が約1,500人ということで、1人5冊買わはったら7,500人ですよね。7,500人が全員買わはるわけじゃないですけども、ないのかなというふうに思いますけれども、大体どれぐらいのところを目標で行くと目指してはるというのか、そこはお考えあるんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建築事業部長（野田泰生） ただいまのご質問でございますけれども、何分要素が多く、想定つかないところが正直なところではございますけれども、町といたしましては、やはり広く利用いただきたいという思いで広報等周知しているところでございますけれども、今回とりあえず第1段階といたしまして、商品券の発行の部数を想定できない中ではございますけれども、今、約60%ぐらいの印刷を、第1段階で発注をかけているようなところでございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 60%と現状を想定してはる。そんなもんですか。わかりました。

あと、もう一点、これ例えば、購入希望される方が、ちょっと資金の都合で、今回のところは2冊買おう、また来月2冊買おう、そういう対応をしはるかと思うんですけども、それに対してちゃんとチェックできるような体制はできていますよね。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建築事業部長（野田泰生） ただいまの件につきましては、全国统一の手法といいます



か、国のほうから示されておりまして、基本的には今回、購入の引換券、それにつきましては、5分割で買えるように5つの確認印をきっちりと押せるようなやつを用意、全国的に統一されておりますので、その取り扱いで国の方法に準じてやっております。

以上でございます。

○委員長（谷口重和） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） わかりました。じゃ、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査及び令和元年度第2四半期の執行状況（変更）並びに所管事項の報告を終了いたしますが、そのほか委員から何かございましたら挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今年のふるさとまつりなんですけれども、先般、新聞折り込みに、商工祭の出店の案内が出ていたんですが、そこに同じ日に住民体育館でふるさとまつりをやるんで、閉会時間が3時になりますという案内が書いてあったんですが、今年はふるさとまつりは、もう商工祭と一緒にやられるということなんですか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 商工祭の実行委員会のほう、またふるさとまつりの実行委員会のほうで、同一の日に開催するというので実行委員会でもんでもらい、ご意見も賜った中で、その方向で進めていくように今考えております。そして、ふるさとまつりといたしましては、呈茶ブース、そしてまた体育館のほうで第3回の全国茶香服大会を開催したいと考えております。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 従前違う日にあったふるさとまつりが、今回はそしたら商工祭の日に、別やけれども、商工祭の日にふるさとまつりがあるという、そういう理解でいいんですかね。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 場所は違うものの、飲食ブースは商工祭のほうでやっていただくと。それと、こちらのほうでは、お茶の関係、手もみとか、また呈茶とか、その

ほかのブースのほうを、体育館のほうで実施したいと考えておりました、名前はまず1つにしていくということで今考えているところでございます。もうすぐに、お名前のほうも発表できるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 商工祭とふるさとまつりを一緒に、合同でというか、一緒にやるという、そういうイメージなんですね。それでよかったら、それで結構です。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 農林業振興事業費補助金というのがございますが、これ、浅田議員も私も一般質問をさせていただきまして、このたび改定をしていただきました。

昨日ちょっと住民の方から問い合わせがあつて、変わったん違うんですかということで、交付規則をちょっと拝見したんですが、変わっていないんですね。例えば、機械等を買いかえる際は、今までは1回が限度だったのが、今後耐用年数が過ぎれば、買いかえの際にも補助しますよということに変更していただいたかと思うんですが、それは交付規則については平成10年のままになっておりますが、これ、いつから改定ということになっているのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 改正後の施行につきましては、今年の、実は4月1日から施行しているような状況でございます。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） 4月1日から施行していて、もう5カ月たちますよね。それ、5ヶ月間アップデートできていないというのは、ちょっとどうなんですかね。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご指摘のとおり、一般の広報の点に関しましては非常に遅れていたと、ただいま反省しているというようなところでございます。今まで問い合わせ等につきましては、ちょっと個別に対応していた経過はございますけれども、確かに一般の周知といたしまして、せっかく改正できた内容につきましては、広報できていなかった部分につきましては反省いたしまして、早急にホームページ等でも紹介できるようにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） ホームページは当然ですが、これ周知もできていないんですか、町民の窓等でも。

○委員長（谷口重和） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご指摘のとおり、個別対応のみで行っておりました。

○委員長（谷口重和） 今西委員。

○委員（今西久美子） せっかく改正していただいたので、ぜひ積極的な周知及びホームページの更新をお願いしておきます。

以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これで、ただいま出席の所管課に係ります事項を終了いたします。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて終了いたします。

当局ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 本日は、付託議案4件また所管事項報告等、多岐にわたりにしての審査を終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、詳細な説明、資料等、作成ご苦労さまでございました。

第2四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしていますので、確実な事業執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のないよう重ねて要望をしておきます。

10月の閉会中の委員会におきましては、第3四半期の執行状況の報告を願うことを予定しています。10月25日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願います。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時13分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長            谷   口   重   和